市町村在宅医療連携体制支援事業における報償費及び旅費について

平成28年７月12日　長第394号

岩手県保健福祉部長寿社会課

市町村在宅医療連携体制支援事業実施要綱第15条第２項の規定に基づき、旅費及び報償費の金額を下記のとおり定める。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 類型 | 用務の形態 | 報償費及び旅費交付の考え方及び金額 |
| 類型Ⅰ | １件の助言指導において、１回の訪問にて終結した用務 | 下記金額の合計額をその都度、旅行終了後２週間以内を目途に交付するもの  １　報償費　6,600円  ２　旅費  　　自動車を借り上げる旅行とし、次の各号により計算した金額の合計額  　(1)　車賃として、１キロメートルあたり38円に旅行距離を乗じて得た額  　(2)　旅行距離が40キロメートルを超える場合、１旅行につき現地経費として750円 |
| 類型Ⅱ | １件の助言指導において、当該１か月間に複数回の訪問が必要と認められる用務 | 下記金額の合計額を、翌月に交付するもの  １　１か月あたりの報償費　13,200円  ２　旅費  　　自動車を借り上げる旅行とし、次の各号により計算した金額の合計額  　(1)　車賃として、１キロメートルあたり38円に旅行距離を乗じて得た額  　(2)　旅行距離が40キロメートルを超える場合、１旅行につき現地経費として750円 |